

お知らせ

お知らせ

年金受給者の皆さん
『扶養親族等申告書』は
期限までに提出しましょう！

老齢や退職による年金は所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。（障害年金・遺族年金は課税されません。）
課税の対象となる人には、11月上旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので必ず期限までに提出してください。

提出期限：12月1日(水)

提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税が多く徴収される場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

※平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される人

- ・65歳未満で年金額が108万円以上
- ・65歳以上で年金額が158万円以上

問彦根年金事務所 お客様相談室
(☎0749-23-1116)

「社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書」が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。
この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。
このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します。発送時期は11月上旬です。年末調整や確定申告を行うまで大切に保管してください。
また、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された人には、来年の1月下旬に送付されます。
控除証明書が届かない場合または紛失された場合は彦根年金事務所でも再発行の手続きをしてください。

問彦根年金事務所国民年金課 (☎0749-23-1114)

控除証明書専用ダイヤル
☎0570-070-117
(一般固定電話の場合のみ市内通話料金)
※IP電話の人は☎03-6700-1130にお電話ください。

市長
コラム⑥

「スポーツ・芸術
市内秋一色」

秋の青空が広がり清々しい陽気です。各地で文化やスポーツの祭典が開かれています。

10月10日(日)、長浜の市街地を彩る「豊公まつり」武者行列が行われました。賤ヶ岳の合戦に勝利した豊臣秀吉一行の凱旋を再現。合戦で活躍した七本槍の武将や北政所、艶やかな姫たち、茶々・初・江などに扮した約二百人の市民が参加され、きらびやかな時代絵巻が繰り広げられました。

実は、この武者たちの衣装は地元の皆さんが研究し材料を集め「手作り」で縫い合わせて作成されたものです。私はこの荘厳な「作品」を着装し、緊張感と使命感を持ち秀吉役を担い先頭に立ちました。沿道の大勢の観客から拍手や歓声があがる中、太鼓と笛が奏でられ、にぎやかに盛り上がりました。この祭りも地域の皆さんが秀吉公の文化を継承していくという伝統

至誠通天
藤井 勇治

※至誠通天
誠を尽くせば天が
味方してくれること

第20回の「あざいお市マラソン」が開かれ、参加者は全国から三千三百人を超え、過去最大規模となりました。マラソンやウォーキングは子どもからお年寄りまで年齢や性別を問わず生涯スポーツとしてたいへん人気があります。私も時間を見つけて歩いています。美しい自然や清らかな空気が健康に一番です。ゲストランナーの「エリック・ワイナイナ選手」の笑顔が最高でした。

▲笑顔のワイナイナ選手と

▲秀吉公に扮する

域に根差した吐息とエネルギーの結晶です。秀吉公を演じ改めてこの大切な故郷の行事を次の世代に伝えていく大切さを汗をかいて実感しました。

冬眠前のクマの活動時期
に入りました

今年は、市内でクマの目撃情報が多数寄せられています。そこで、次の点に注意をお願いします。

○クマの餌場をなくすために

- ・収穫しない果樹（柿や栗など）は、伐採するか、果実を始末してください。また、神社や民家にミツバチの巣がないかを確認してください。

○山でのクマとの遭遇を防ぐために

- ・入山する時は単独行動はなるべくとらず、クマに対して自分の存在を知らせるラジオ、笛、鈴などを携帯し、常に音を出して行動してください。

○万一、クマに遭遇した場合について

- ・クマの目撃は、早朝と夕方以降に集中しています。目撃した時は、速やかに市役所または警察に連絡してください。
- ・クマがこちらの存在に気づいていない時は、ゆっくりとクマが見えない方向まで離れてください。
- ・子グマに出会っても近寄らないでください。近くに母グマがいる可能性が高いため、速やかにその場所を離れてください。

問 農林水産課 (☎65-6522)

無料たいしん診断
申込受付期間延長

市では、滋賀県で登録されたたいしん診断員を派遣し、市内の木造住宅を対象に無料のたいしん診断を行っています。

【対象となる木造住宅】

- 市内の次の要件を満たす住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの 等

【対象者】

- 上記の木造住宅の所有者

【申込期間】
平成22年12月24日(金)まで延長

【申込方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入し、建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類を添えて、建築課までご提出ください。（郵送可）

問 建築課建築指導グループ (☎65-6551)

毒キノコによる食中毒に
注意しましょう！

キノコ狩りの季節になると、毎年全国でキノコによる食中毒事件が発生しています。
キノコによる食中毒は、生命に関わる場合があります。正しい知識を身につけてキノコによる食中毒を防止しましょう！
長浜市においても、平成19年・21年の秋にキノコ(ツキヨタケ)による食中毒事件が発生しています。

毒キノコによる食中毒防止のために

- 知らないキノコは絶対に食べないこと！
(キノコによる食中毒は、すべて野生のもので発生しています)
- キノコの鑑別は非常に難しく素人判断は危険です！
- 毒を消す調理法はありません！
(迷信的なことは信じないこと)

申 滋賀県長浜保健所 (☎65-6664)

11月25日(木)～12月1日(水)は
犯罪被害者週間です

犯罪被害者やその家族、遺族の皆さんが再び平穏に暮らせるようになるには、私たち一人ひとりの理解と配慮が大切です！！

犯罪被害にあわれた人や
その家族の人へ

ひとりで悩んでいませんか？
困っていること、不安なこと、
なんでもご相談ください。

滋賀県犯罪被害者総合窓口

(県公安委員会指定
NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター)
☎077-525-8103

相談時間：月～金 10時から16時
(祝日・年末年始を除く)
※個人の秘密は固く守られますのでご安心ください。

問 市民自治振興課 (☎65-8722)